

## 鹿島市商工業人材育成・確保対策事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 鹿島商工会議所会頭（以下「会頭」という。）は、商工業の持続的発展を目指し、中小企業の経営者等が経営能力や技術力向上を支援することで次代を担う人材を育成するとともに、市内企業等の情報発信に努め、求職者等とのマッチングを推進することで人材の確保を図ることを目的として、鹿島市商工業人材育成・確保対策事業（以下「本事業」という。）を実施する。会頭はこの目的を達成するための本事業を直接実施するとともに、本事業補助金を予算の範囲内において交付することとし、その補助金については、鹿島商工会議所補助金交付規則（平成15年鹿島商工会議所規定第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における研修会等とは、技術研修、資格取得研修であり、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 技術研修とは、公的機関及び業界団体が実施する研修等で、中小企業が業務上必要とする技術を習得する研修等であること。
- (2) 資格取得研修とは、公的機関及び業界団体が実施する研修等で、中小企業が業務上必要とする資格を習得する研修等であること。
- (3) 鹿島商工会議所会頭が特別に認める技術研修、資格取得研修であること。

### (対象となる団体及び対象者)

第3条 この補助金の対象者は、次の各号に該当するものをいう。

#### 団体

- (1) 鹿島商工会議所の会員であること。
- (2) 団体とは、市内に事業所がある中小企業者が5社以上の同一業種で組織する団体。

#### 対象者

- (1) 鹿島商工会議所の会員であること。
- (2) 鹿島市内の中小企業者の経営者及び従業員。

2 市内に本店がある中小企業者は市外事業所に勤務する従業員であっても対象者とする。

3 創業を予定する者については、開業届および鹿島商工会議所入会届の提出確認ができる者とする。

(交付の対象及び補助率(補助額))

第4条 補助金交付の対象及びこれに対する補助率(補助金額)は、次表のとおりとする。

対象経費	補助率(補助金額)
商工会議所直接実施事業 (共催事業を含む)	10分の10以内(予算の範囲内)
研修会等費用/団体	2分の1以内 上限40万円/1団体
研修会等費用/事業者	2分の1以内 上限5万円/1社

(補助金対象経費)

第5条 補助金の対象経費は研修会等参加費用とし、資格受験料、交通費、宿泊費、食事代は対象外とする。

- 2 令和4年4月1日(金)～令和5年3月24日(金)までに参加した研修会等の参加費用を対象とする。
- 3 創業塾受講証明書(令和4年度)もしくは特定創業支援事業者による支援を受けたことを証明する証明書の確認ができる創業者については、開業日より遡って1年以内(令和4年4月1日までを限度とする)に参加した研修会等の参加費用を対象とする。
- 4 会頭が直接実施する事業については、鹿島市商工業人材育成・確保対策事業交付金交付要綱(平成29年鹿島市訓令甲第21号)別表で定める経費を対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する交付申請書は、人材一様式第1号のとおりとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする団体及び事業者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(人材一様式第1号)により、研修会等の開催日の1週間前までに、会頭に申請するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 規則第7条に規定する交付決定通知書は、人材一様式第2号のとおりとする。

- 2 会頭は、第2条第1項に規定する研修会等に該当することの審査、前条の交付申請書に係る書類の審査、補助金対象経費の審査により、申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定通知書(人材一様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 規則第14条に規定する実績報告書は、人材一様式第3号のとおりとする。

2 申請者は、研修会等が終了したときは、速やかに受講したことの分かる書類を添付し、実績報告書（人材一様式3号）を会頭に提出しなければならない。

3 会頭は、前項の書類の提出があったときは速やかに補助金を交付する。

(補助金の交付条件)

第9条 規則第6条の規定により、補助金交付に付する条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、会頭の承認を受けること。

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、その都度会頭の承認を受けることとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱の第10条改正は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱の第3条および第5条、第6条改正は、令和3年4月1日から施行する。